環境学研究科地球環境科学専攻生態学講座　技術補佐員（パートタイム勤務職員）の募集について

名古屋大学環境学研究科地球環境科学専攻生態学講座では、生物試料の分析を中心とする研究支援業務を担当する技術補佐員（パートタイム勤務職員）を下記のとおり募集します。分析経験の有無を問わず、丁寧で正確な作業を継続できる方を歓迎します。

記

1. 勤務場所　【雇入れ直後】名古屋大学大学院環境学研究科地球環境科学専攻生態学講座
（名古屋市千種区不老町　全学教育棟）
【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する就業場所
2. 職　　名　技術補佐員（パートタイム勤務職員）
3. 職務内容　【雇入れ直後】海鳥等の生物試料の管理、乾燥、粉砕、秤量、薬品処理等の前処理、水銀分析装置（MA3000）を用いた測定・結果の記録及び確認、分析装置・実験室の管理、関連する入力・書類整理・実験室管理等
【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する業務
4. 募集人員　1名
5. 募集条件　1）学歴：不問
2）必要な経験等：パソコン操作（Word、Excel）及びメールの操作ができること
3）分析・実験経験者歓迎、未経験の方も応募可能です。
4）手順を守り、正確な作業と記録・確認を続けられること
5）研究室のメンバーと協力して業務に取り組めること
6. 雇用期間　2027年2月1日 ～ 2027年3月31日
・ただし、更新基準に基づく評価のうえ、年度ごとに更新する可能性あり。
※業務処理、判断・対応、責任感、勤務態度、協調性、法令規程等の遵守及び法人の予算、業務量等により判断
・更新する場合でも、雇用開始日から5年を限度とする。
・最終雇用年齢は65歳に達した年の3月31日までとする。
7. 勤務条件　1）勤務時間　週20時間（勤務曜日・時間帯は応相談
例：月～木曜日、9時～15時、週4日勤務）　※時間外労働なし
2）休憩時間　12時～13時　※勤務時間による
3）休　　日　土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
4）加入保険　共済組合（短期）、厚生年金、雇用保険、労災保険
※週20時間未満の場合は　労災保険
5）休　　暇　年次有給休暇、忌引き休暇等の特別休暇など
6）給　　与　時給1,390円
7）通勤手当　支給（支給要件あり。上限150,000円/月）
8）受動喫煙措置　原則としてキャンパス内は喫煙禁止
8. 選考方法　書類選考の上、面接を実施し、採否を決定します。

9. 提出書類　履歴書（様式自由、メールアドレス記載、写真貼付）及び後掲の「類型該当性の自己申告書」を下記の提出先までメールでお送りください。

提出先：Email：akiko.shoji@nagoya-u.ac.jp

名古屋大学大学院環境学研究科地球環境科学専攻生態学講座　担当：庄子

10. 応募期限　令和9年1月27日（水）17時必着

ただし、令和8年12月7日以降、随時選考を行い、適任者が見つかりしだい終了します。

11. その他　1）面接のための交通費は自己負担とします。

2）提出いただいた書類は本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。

3）応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

4）2021年11月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。

5）本機構は、採用選考、就職説明会、インターンシップ、教育実習その他の求職活動において、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するための取組を行っています。採用担当者等による性的な言動その他の不適切な行為があった場合は、下記相談窓口へご相談ください。相談したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

ハラスメント相談センター：　https://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/

12. 募集者　国立大学法人東海国立大学機構

様式 I

類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただいております。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局
氏名

□類型①に該当　□類型②に該当　□類型③に該当　□いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください
該当性の根拠
例：〇〇機関に雇用されている、〇〇から資金提供・奨学金を取得している、もしくは予定
（　　）
エビデンス資料
例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、奨学金の受給通知もしくは申請書など
（　　）

※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。
名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部　安全保障輸出管理事務局
E-mail：anzen@aip.nagoya-u.ac.jp　TEL：052-747-6702

別紙

類型該当性判断のフローチャート

